

## 学校施設の目的外使用について

### 一、はじめに

劇団の演劇会や政治家の個人演説会あるいはスポーツ等のために、学校の施設が利用される例は少なくありません。殊に公共施設が比較的少ない地域においては、なおさらです。そこで、今回は学校の施設の利用をめぐる問題について、述べてみたいと思います。

### 二、学校の施設の意義

まず学校の施設ですが、これは例えば校舎、体育館、プール等の工作物や校地等を指しますが、これらは地方自治法上(以下「地自法」という)「行政財産」といわれます。すなわち、県や市町村において公用又は公用に供される財産のことです。(なお、行政財産以外のいっさいの公有財産を普通財産といいます)また、学校の施設は、学校教育のために用いられる財産ですから、その意味で公用財産ともいわれます。

### 三、目的外使用に関する法令

次に、学校の施設の目的外使用に関する法令にはどのようなものがあるか使用形態の点からみてみます。

#### (1) 教育委員会等の許可を得る場合

地自法第二百三十八条ノ四第三項は「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と定めており、また学校教育法第八十五条は、学校教育上支障のない限り学校の施設を社会教育その他公共のために使用させることができる旨定めています。いずれも財産の効率的効果的な運用を図るために認められるものです。

また、学校管理規則は、目的外使用

の許可に関する要件を定めているのが

一般ですが(市町村公立小・中学校管理規則準則、福島県立学校の管理運営に関する規則参照)これは、前記法律の趣旨をより具体的に規定したものと解されます。

ところで社会教育、社会体育に

ついては、教育基本法、社会教育法、スポ

ーツ振興法が積極的に学校の施設を利用

させるよう訓示的に義務づけてお

りますから、優先的に使用させるべき

です。また、学校の施設は、学校教育上

支障のない限り公共のために使用させ

ることができますから、支障の有無は、

教室に余裕がある等物的観点からのみ

ではなく施設使用が児童生徒に及ぼす

影響等の点からも判断すべきことは當

然のことと思われます。また、公共のため

とは、公益を害さない場合とか、専ら私

的営利を目的としない場合をいいます

が、必ずしも私的目的のために使用す

ることができないということではあり

ません。(例えば学校内の売店や食堂等)

#### (2) 法令に基づいて使用する場合

この場合の例としては、公職選挙法に基づく投票所や開票所、さらには立

会演説会に学校の施設を用いる場合、

災害救助法、消防法、土地収用法、道

路法等による非常災害その他緊急の際

に使用される場合があります。

#### (3) 許可の性質

学校の施設の目的外使用に関する法

律的性質は、私法関係とは異なる公法関

係であるとされます。従って目的外使

用は、すべて行政上の許可処分によるも

とされ、私人的利益保護を目的とする借

地借家法は適用されません。また、公用

や公共用に供するため必要が生じたとき

許可の条件に違反する行為があると認め

るときはその許可を取り消すことができます。(地自法第二百三十八条の四参照)

更に、この使用に関する行政上の処分

を考えてみます。

#### (1) 許可権者

学校の施設は、教育財産ですから教

育委員会が管理し、従つて目的外使

用についての許可権も教育委員会にあり

ます。特に法令で許可権者を教育委員

会と定めている場合があります)教育

委員会規則等で校長に委任させたり專

決(内部委任)させることは、当然でき

ます。(前記準則、管理規則参照)

#### (2) 許可手続

目的外使用的許可に関する手続は、具

体的には、それぞれの法令の規定に

従つて行われます。例えば社会教育法

や公職選挙法、同法施行令等は使用の

申請、許可の決定、通知、学校との協議

等の取り扱いにつき定めています。

なお、学校の施設を使用して公職の

候補者が、個人演説会を開催する場合

には、授業、諸行事に支障がある以上

使用させないことができる点に注意す

る必要があります。